

千葉県ことばを育てる会 個人会員規約

- 第1条 個人会員とは、「千葉県ことばを育てる会」会則第4条2, 3, 4項に定める者で、所定の手続きにより申込み、本会が入会を認めた者をいう。
- 第2条 個人会員は、本会の活動・運営に参加できる。総会での議決権は有しない。
- 第3条 個人会員は、コースごとに定める会費を納入する。
- 第4条 個人会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
(2) 除名されたとき。
- 第5条 個人会員は事務局に連絡して、任意に脱会できる。
- 第6条 個人会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。
(1) この規定に違反したとき。
(2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 第6条2項 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第7条 脱会・除名において、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。
- 第8条 この規定の施行について必要な細則は、理事会の議決により定める。

《規約改正》 令和4年6月16日改正